

第3回 船橋市総合計画審議会における指摘事項への対応方針について

■分野別計画第1章 政策2 基本施策2 「次代を担う子どもの育成」について (P51)

分野別計画第1章 政策2 基本施策4 「健やかな高齢期を過ごすための環境づくり」について (P57)

分野別計画第6章 政策3 基本施策1 「男女共同参画社会の形成」について (P169)

<指摘事項>

有馬委員	子どもや高齢者、女性に対する虐待・DV被害防止のため、緊急避難の体制が必要だと思う。相談体制は充実してきているが、地域で支援するための体制として、一時避難の場所を地域に作る事業を計画に盛り込んでほしい。
------	---

<補足説明>

子どもに関して 第1章 政策2 基本施策2 (P51)

- ・ 子どもに対する虐待については、児童福祉法の一部改正により平成17年4月より、市町村が児童相談の窓口になることが明記されたことから、1-2-2施策2) 児童の保護、健全育成 (P51) に記載しています「家庭児童相談」として各種相談を受けています。そのおよそ45%程度が虐待に関するものとなっています。
- ・ 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会を行政、各種関係団体、弁護士等で構成し、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所等の関係機関との連絡調整をおこなっています。
- ・ 緊急一時避難が必要な場合は、児童相談所へ通告しており、県設置施設と市町村の役割分担と連携による虐待対策がなされています。
- ・ 長期的に保護者との分離が必要な事例の場合、乳児院や児童擁護施設へ入所することになります。

高齢者に関して 第1章 政策2 基本施策4 (P57)

- ・ 高齢者虐待への支援体制としては、地域包括支援センターを中心に、相談業務や近隣住民、民生委員、ケアマネジャー、介護サービス事業者等からの通報により訪問・面接等を実施することになっています。
- ・ 虐待を受けていると疑われる高齢者自身の介護や医療サービス提供の必要性、生命の危険性の有無、加害者との間柄等により様々な対応方法が考えられます。例えば、老人福祉法に基づく職権による特別養護老人ホームへの入所制度もありますが、要件が厳しいこともあり、生命の危険性があり緊急的に分離が必要な場合には、5日間を限度として市内の特別養護老人ホーム (当番制) への一時保護を実施する「高齢者緊急ショートステイネットワーク事業」が整備されています。
- ・ この仕組みについては、被害者保護の観点から広く周知はしていませんが、事業者等関係団体には周知されています。

- ・女性及び母子へのDVに関しては、現在、警察や市の男女共同参画センターへの相談を経て、県の女性サポートセンターが一時避難所の役割を果たしています(満所の場合には県の委託先へ入所させてもらった例あり)。
- ・市では、県の女性サポートセンターに受け入れてもらえるまでの間、「配偶者暴力被害者緊急一時支援」として、ホテルに宿泊させる等の方法(要綱を改正し保護費用を支出しやすくした結果、昨年は2件の申請あり)で保護しているほか、県の女性サポートセンターと連携を図りながら被害者の相談に乗り、その後の行き先(他市の母子施設やアパート等)についての支援を行っています。
- ・しかし、加害者からの追及を考えると市内ホテルでの一時保護も大変危険を伴い、24時間職員が常駐する県の女性サポートセンターへの入所の方が望ましいと考えます。
- ・DVに関しては、加害者からの追及があり、危険を伴うことから、現住所地に近い場所(市内)に新たに避難場所を設置する考えは持っておりません。
- ・なお、年齢的に児童虐待の対象外であり、親から虐待を受けていて行き先のない女性につきましては、今までに、女性保護の観点から県の女性サポートセンターに一時保護し、支援したケースもあります。

<対応方針>

- ・ 分野別計画第1章 政策2 基本施策2 「次代を担う子どもの育成」について(P51)
市町村と児童相談所の役割分担に基づき対応することを基本とする中、本市の児童相談の窓口として設置している「家庭児童相談室」に関する取り組みについては、施策2)に既に記載していること、また、施策2)本文中「関係機関と連携しなから・・・」には児童相談所が当然に含まれていることから、加筆はしない。
- ・ 分野別計画第1章 政策2 基本施策4 「健やかな高齢期を過ごすための環境づくり」について(P57)
高齢者への虐待に関する取り組みについては、P57の施策1)から施策3)には直接関連する記載は無いため、記載するとすれば、施策2)在宅福祉の充実の本文に、後段として加筆する対応が考えられる。しかし、一時保護の体制は、既に確立・運用されていることであるため、加筆はしない。
- ・ 分野別計画第6章 政策3 基本施策1 「男女共同参画社会の形成」について(P169)
女性に対するDVへの対応については、施策3)相談・支援体制の充実の中で、主要事業として「配偶者からの暴力被害者に対する支援」を記載している。市では今後も、緊急一時支援としてホテルへの一時保護や県の女性サポートセンターへの一時保護により対応する考えであり、市独自に一時避難場所を設置する考えはないため、加筆しない。
- ・ 上記の考え方をもとに、審議会にてご議論をお願い致します。

■分野別計画第1章 政策2 基本施策2 「次代を担う子どもの育成」について（P51）

<指摘事項>

有馬委員	3-3-2 か、1-2-2 施策3) 保育の充実 (P51) かはわからないが、病児・病後児保育の充実を目指した事業を行ってほしい。働く母親が増加する中で、待機児童対策とともに重要である。
------	--

※保育サービスのひとつとして、1-2-2 施策3) 保育の充実 (P51) に関連する指摘として整理。

<補足説明>

・病児・病後児保育概要

《病児・病後児保育施設》 市内2施設

病気の治療中または回復期で入院治療の必要はないが安静を必要とする子どもを、保護者の就労、傷病、冠婚葬祭などの理由により保育園等や家庭で安静の確保ができない場合に預かる施設

《病後児保育施設》 市内1施設

病気の回復期で入院治療の必要はないが安静を必要とする子どもを、保護者の就労、傷病、冠婚葬祭などの理由により保育園等や家庭で安静の確保ができない場合に預かる施設

◆以下両施設共通

《対象者》

市内に居住しているか、市内の保育園・幼稚園・小学校に通園・通学している生後57日目から小学校3年生まで

《病気の種類》

感冒、消化不良症等乳幼児が日常かかる病気、麻疹、水痘などの感染性疾患、ぜんそくなど慢性疾患および骨折などの外傷性疾患など（※利用当日の朝、規定以上の発熱がある場合を除く）

◆利用実績

《H21年度の利用延べ利用者数》 859人（3施設合計）

《一日平均利用者数》 1.12人（3施設平均）

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）ふなばし・あいプラン 計画期間：平成22～26年度（個別計画）における数値目標として、26年度までに3→4施設を設定。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性として以下のものが想定されます。

1-2-2-施策3)「保育の充実」の本文1行目「各種保育サービス」の各種に「病児・病後児保育」も当然に含まれていることから加筆はしない。※病児・病後児保育

事業も当然に実施していくことであるが、後期基本計画期間中に特に重点的に取り組むべきものとしては、施策3)の主要事業にある待機児童対策等であることから、主要事業にも「病児・病後児保育の充実」を加筆しない。

- ・こうした方向性での対応の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策1 基本施策1 「生涯学習の推進」について（P104）

<指摘事項>

齋藤（哲）委員	生涯学習とは、家庭教育・学校教育・社会教育も含めての総合的な考え方であるが、生涯学習が学校外の活動や学校卒業後の学習活動ととらえている人が未だに数多くいる。「生涯学習」の説明をもっと詳しく書く必要がある。
---------	--

<補足説明>

- ・教育基本法では生涯学習の理念として以下のように定めております。
- ・教育基本法
(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

<対応方針>

- ・上記を踏まえ、ご指摘への対応の方向性としては下記のようなことが想定されます。

現状と課題の中に下記の趣旨の文言を加える

生涯学習とは、子どもから大人まで、一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のことです。

- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策1 基本施策1 「生涯学習の推進」について（P104）

<指摘事項>

有馬委員	地区コミュニティの話があったが、生涯学習の行いやすさに地域的な格差はないか？ 「生涯学習難民」を生じさせない施策が必要である。地域間格差の有無を調査して、数値化できないか。地域の問題があれば聞きたい。
------	---

<補足説明>

・「生涯学習の行いやすさ」に関する地域間格差の有無については、過去に市民意識調査等を行ったことがなく、市として把握しているのは、公共施設である公民館等の生涯学習施設利用状況となります。

生涯学習活動の拠点となる当市の公民館については、すべての地区コミュニティに設置しており、地域の特性や課題に基づく事業を実施しているところであり、図書館においては、公民館図書室や移動図書館車などで、地域間格差の解消を図っているところです。

また、一方、IT化など情報化の進展や民間のカルチャースクール等の利用など、公共施設の利用を前提としない市民の自発的な学習も広がりを見せている中、その地域的な格差を数値化するという事は難しいと考えております。

しかし、個人の自主的な学習をスムーズに行えるようにする上で、学習の場所ともなる様々な機関同士の連携は不可欠であるとともに、生涯学習活動に結びつく適切なアドバイスも求められるものでありますことから、地域毎に、公共施設、大学等の高等教育機関、NPO、民間教育施設などとも連携をとり、求めに応じた生涯学習相談に寄与していきたいと考えています。

■分野別計画第3章 政策1 基本施策1 「生涯学習の推進」について（P104）

<指摘事項>

まき委員	3-1-1 指標に「まちづくり出前講座実施件数」が挙げられているが、生涯学習の推進の指標として相応しいか疑問である。まちづくり出前講座は、市の施策について市民に理解を求め、意見をもらうものと認識している。これを生涯学習としてよいのか？市の認識を確認したい。
------	--

<補足説明>

近年の出前講座ランキングは以下の通り

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1位	消費者講座Ⅰ～悪質商法編～(44)	消費者講座Ⅰ～悪質商法編～(23)	介護保険制度のあらし(32)	消費者講座Ⅰ～悪質商法編～(18)	消費者講座Ⅰ～悪質商法編～(21)	消費者講座Ⅰ～悪質商法編～(26)
2位	介護保険制度のあらし(10)	介護保険制度のあらし(15)	消費者講座Ⅰ～悪質商法編～(26)	健康づくりのはなし(15)	後期高齢者医療のあらし(18)	わかりやすい介護保険の使い方(25)
3位	児童本の読み聞かせの仕方とその実演(9)	児童本の読み聞かせの仕方とその実演(11)	児童本の読み聞かせの仕方とその実演(10)	介護保険制度のあらし(14)	環境を考えるⅤ～地球温暖化を考える～(14)	新型インフルエンザについて(12)
4位	高齢者福祉のあらし(6)	災害時の公衆衛生(9)	健康づくりのはなし(10)	児童本の読み聞かせの仕方とその実績(12)	みんなで考えよう「ごみ減らし(12)	健康増進のはなし(11)
5位	食中毒の予防(4)	健康づくりのはなし(6)	高齢者福祉のあらし(8)	「防災計画」のあらし(10)	わかりやすい介護保険の使い方(12)	環境を考えるⅤ～地球温暖化を考える～(10)
6位	健康づくりのはなし(3)	ふなばし健やかプラン21～これからの健康づくり～(5)	「防災計画」のあらし(7)	あなたから始めよう、地域でつくる「たすけあいの輪」(9)	健康づくりのはなし(11)	児童本の読み聞かせの仕方とその実演(10)
7位	広報の役割と広報紙の作り方(3)	消費者講座Ⅱ～くらし編～(5)	「知っていますか！食中毒の恐ろしさ」(6)	災害時の公衆衛生(9)	「防災計画」のあらし(11)	災害時の公衆衛生(9)
8位	火災予防講座(3)	老人医療のあらし(4)	災害時の公衆衛生(6)	環境を考えるⅤ～地球温暖化を考える～(9)	これからの健康づくり(7)	「防災計画」のあらし(9)
9位		市の歴史と文化財(4)	火災予防講座(4)	みんなで考えよう「ごみ減らし」(7)	災害時の公衆衛生(7)	あなたから始めよう、地域でつくる「たすけあいの輪」(8)
10位		火災予防講座(4)		老人医療のあらし(7)	命を救う応急手当(7)	地域包括支援センターについて(7)

- ・上記のように本事業の講座内容には、市の事業や施策などのほか、現代的な課題に関する知識や暮らしに役立つ情報などの講座も含まれています。
- ・生涯学習の推進 3-1-1 の指標として、「まちづくり出前講座」の実施件数を掲げているのは、市民の自主的な学習ニーズに対する指標として掲げたものです。「まちづくり出前講座」は、市民からの要望や陳情を伺うものではなく、市の施策や事業およびこれに関連する諸問題について学びたいという市民の学習要望に対し、市職員等が講師として出向きお話しするものであります。あくまでも学習の場であることを前提にしているものです。

<対応方針>

- ・まちづくり出前講座の脚注を
「市民が主催する学習会に、市職員が市の事業や施策などを話す事業。」から
「市民が主催する学習会に、市職員が出向き、市の事業や施策のほか、現代的な課題に関する知識や暮らしに役立つ情報などを話す事業。」
と変更する。
- ・まちづくり出前講座の多様性を分かりやすくするために、《現状と課題》第3段落の文章中、
「趣味やレクリエーションに係る活動のなど、多様な学習の機会」を
「趣味やレクリエーションに係る活動や、現代的な課題にも対応する多様な学習の機会」と変更する。
- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策1 基本施策2 「生涯学習によるまちづくりの推進」について (P106)

<指摘事項>

本木委員	平成20年6月に社会教育法が改正され、5条15項で、生涯学習の成果を地域の活動に活かすという条項が追加された。3-1-2 のめざすべき姿は、これを受けてのものか？確認したい。
------	---

<補足説明>

- ・ご指摘のとおり法改正も踏まえた上で、項目を設定したものです。詳細は以下の通り

平成20年の社会教育法の改正－社会教育法第5条について－

平成20年6月11日に社会教育法が改正されました。これは平成18年に改正された教育基本法を受けて、あるいは新たな時代に対応するために改正されたもので、市町村教育委員会の事務の規定について述べています。

社会教育法第5条「市町村の教育委員会の事務」で改正された主な点は次の通りです。

- 1点目は、家庭教育支援について家庭教育に関する情報の提供が加えられたこと。
- 2点目は、情報化の進展に対応した任務が加えられたこと。
- 3点目は、学齢児童・生徒を対象に放課後または休業日に学習その他の活動の機会を提供することが加えられたこと。
- 4点目は、人々の学習成果を活用することが加えられたこと。
- 5点目は、社会教育に関する情報を収集、整理、提供することが加えられたこと、など。

第5条に規定された市町村教育委員会の事務は1から19に及んでいますが、これらは市町村教育委員会の義務ではなく、あくまでも行うべき仕事の例示です。

<社会教育法>

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

(主な改正のみ、以下に記載)

- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適性に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

上記の7、13、15は平成18年に改正された教育基本法を受けたものであり、10は情報化の進展に対応したものです。関係する教育基本法の条文は次の通りです。

なお、社会教育法第3条（国及び地方公共団体の任務）で、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資すること。も一つの要素であると考えられる。

<教育基本法>

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

・ご指摘のとおり法改正も踏まえた上での「めざすべき姿」と捉えています。これらは、生涯学習の理念(教育基本法第3条)にある、「・・・その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」部分も考慮したものでもあります。

■分野別計画第3章 政策1 基本施策2 「生涯学習によるまちづくりの推進」について (P107)

<指摘事項>

河村委員	3-1-2 基本施策(大分類)の名称を変えた理由は時代・環境の変化に対応させかつ後期では重点施策にしようとしたためと思われる。もしそうであれば、少なくとも現状と課題の所で背景や重要性を強調した方が良いと思う。
------	--

<対応方針>

本木委員からの指摘でもお答えしたように、法においても、生涯学習の成果を地域の活動に活かしていくことが求められているところです。

しかしながら、この法の求めと同時に、本市の生涯学習社会の実現に向けた必要課題とも捉えていることから、ご指摘のように、背景や重要性を強調する文言の挿入を検討したいと思います。

- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策2 基本施策1 「個性豊かな市民文化の創造」について（P108）

<指摘事項>

金沢委員	中ホール建設については議会で陳情が採択されている。新たな創造や活動が可能になるとの理由。3-2-1 施策 1) 芸術文化の振興に、中ホール建設に関する記述を追加してほしい。
------	--

<補足説明>

- ・ 社団法人 全国公立文化施設協会によると、大・中・小ホールの定義としては

大ホール	座席数：	1,000席以上
中ホール	〃	500～999席
小ホール	〃	499席以下

としています。

- ・ 現在市に存在するホールは以下の5カ所です。

市民文化ホール	収容人員	1,106人	昭和53年	7月～	
勤労市民センター	ホール	収容人員	358人	平成元年	5月～
二和公民館	講堂	収容人員	349人	平成3年	10月～
宮本公民館	講堂	収容人員	300人	昭和63年	3月～
市民文化創造館	収容人員	264人	平成15年	4月～	

(愛称：きららホール)

<対応方針>

- ・ 今後、文化施設、社会教育施設の耐震改修を行っていく必要がある中、現時点では中ホールを新たに設置することを記載するのは難しく、具体的な場所も含めて予定がないのが現状です。また、この基本施策の目的は施設の整備ではなく文化の振興である中、素案には具体的な施設整備については記載していません。審議会意見として答申に入れていくかについてご議論をお願いします。

■分野別計画第3章 政策3 基本施策1 「関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上」について（P 112）

<指摘事項>

齋藤（哲）委員	3-1-2 施策1）家庭・学校・地域の連携・融合の推進については、家庭・学校・地域をどう連携させるかが重要。地域に何が必要か、家庭の教育力・地域の教育力において、具体的に何が弱っているかを押さえてほしい。
金沢委員	3-3-1 で使われている「家庭教育」「地域や家庭の教育力」は新しい概念。使う場合は船橋市における定義（何を意味するのか）の説明が必要ではないか。
まき委員	家庭のあり方が多様化している中で、家庭教育に関する記述の仕方は、このままで適当か。
有馬委員	世帯人数や出生数の減少、離婚率や再婚率の増加、兄弟姉妹の関係の変化など、家庭の姿も変化している。現状と課題に「家庭や地域の教育力の低下」とあるが、「低下」というより「変化」ではないか。「家庭の教育力の低下」と記載する場合、どのような意味で使うのかを示した方が良い。
本木委員	H22年4月に策定された「教育振興ビジョン及び教育振興基本計画（ふなばしの教育）」の基本方針の中で、地域の教育力の向上についても掲げられている。
河村委員	3-3-1 基本施策（大分類）の名称を変えた理由は時代・環境の変化に対応させかつ後期では重点施策にしようとしたためと思われる。もしそうであれば、少なくとも現状と課題のところでは背景や重要性を強調した方がよいと思う。

<補足説明>

- ・家庭教育の法律上の定義については前述（P 9・10）のとおり。
- ・ただし、市民にとってわかりやすい表現で説明していくことが必要と思われます。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては以下のようなことが想定されます。

①家庭教育の定義として

家庭教育は、保護者が、子に対し生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために行う営み。

②具体的に何が問題となっているかについて

保護者は、子の教育において第一義的責任を有するものであるが、現在の家庭を取り巻く状況は、核家族化、少子化、社会・経済状況の変化、住環境の変化などを背景に、家族の生活形態や価値観の多様化といった変化をもたらしている。地域との結びつきの希薄化や、働きながら子育てをする家庭の増加、子育てに過保護あるいは無関心な保護者や、子育てに関し悩みや不安を抱える保護者など、子育てを取り巻く環境は

決して良い状況にあるとは言えず、これらに対応した教育力の向上が求められている。

③地域に何が必要かについて

保護者の教育機能が向上するよう地域全体で子育てを支えていくことや、学校・家庭・地域の連携を基盤として、子どもが生活の中のさまざまな体験を通して、大人になる上で必要とされる、社会性や生きる力を人との関わりの中から学んでいくことができるよう地域の教育力を高め、地域の子どもを地域で守り育てる新たな地域コミュニティを構築すること。

このような趣旨の文面に現状と課題を変更する。

- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策3 基本施策1 「関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上」について（P 112）

<指摘事項>

有馬委員	家庭教育支援については、県が「学校から発信する家庭教育支援」という事業を開始し、県内全域に資料等を配布している。学校から積極的に発信することが必要。県の動きと整合を図り、取り組んではどうか。
------	---

<補足説明>

- ・ 学校から発信する家庭教育支援は、千葉県教育委員会と市原市教育委員会が協働で作成した「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用にあります。保護者は、子どもを育てていく上での情報の多くを学校という場を通して得ていることから、親や子どもに最も身近な存在である学校が家庭教育に果たす役割は大きいことを捉えて、学校で行われる行事等（保護者集会など）の中に家庭教育支援に繋がる機会を見出し、整理し、本プログラムの有効活用を図っていくというものです。

学校と家庭・地域が連携して子どもたちを育てるというひとつのきっかけともなるものと考えております。平成22年3月に各学校に配布されたもので、今後、このプログラムの有効活用を目的とした県主催の教職員を対象にした研修会も開催されます。

<対応方針>

- ・ 委員のご意見にあるように、今後こうした、県の動きも考慮しながら本市の家庭教育の充実を目指していきたいと考えております。しかしながら、素案中には「学校から発信する家庭教育支援」自体の文言は、加えない考えです。理由としては、このプログラムの導入主旨も、3-3-1の主旨と同じであり、学校・家庭・地域の連携協力による取組みのひとつと捉えているからです。
- ・ こうした方向性について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策3 基本施策2 「豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成」について（P114）

<指摘事項>

金沢委員	子どもの自殺やいじめの問題について、子どもたちが自らの生きる権利や学ぶ権利について、学ぶことが必要だと考える。3-3-2に「子どもの権利条約」の考え方を活かさないか。他の政策で対応しているならばそれで良いのだが。
まき委員	3-3-2に関して、子どもたちの自己自認（自分が自分であることを認められること）や、ここに生まれて良かったという意識の低下が問題になっている。子どもたちが、自分が大切にされているという認識を持てることが大切であり、そうした記載をしたら良いと思う。

<補足説明>

・「子どもの権利条約」の考え方（4つの柱）は以下の通りです。

（日本ユニセフ協会 HP より）

◎生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

◎守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

◎育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。

◎参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

後期基本計画（素案）では、これらの考え方を踏まえた施策として、子どもを虐待等から「守る」ことについては、1-2-2 施策2）児童の保護、健全育成（P51）において記載しています。

教育を受け自分らしく「育つ」ことについては、3-3-2 のめざす姿及び施策1）教育内容の充実において記載しています。（P114・115）

子どもたちが自由に意見を表し活動に「参加する」ことについては、3-3-3 施策4）青少年の自立を支援する体制の整備において記載しています。（P119）

- ・ 児童の権利に関する条約については、船橋市次世代育成支援行動計画（平成22年～26年度）において、基本的視点の1番目に「「児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）」にもあるように、子どもの最善の利益を第一に考慮することが必要です。子どもの視点を基本として、子どもの権利を尊重し、子どもたち一人ひとりが市民の一員として自己肯定感を持ち、心豊かに生きていくことのできる社会をめざして、施策の展開を図ります。」と位置づけられるとともに、その第5章「子どもの権利保障」においても取り上げられているところです。

なお、その中で「子ども条例の研究」も記載されており、平成25年度をめどにその方向性を取りまとまる予定でもあります。

- ・ 平成22年4月に策定された「船橋の教育」では、教育振興ビジョンの「基本方針3 豊かな心を育成し社会性を高めます」のなかで、生命の尊重や、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等の防止に対する取組の推進について述べており、具体的な施策を明らかにした「教育振興基本計画」では、道徳教育やいじめに関する取組、児童生徒一人一人が、自らが一人の人間として大切にされるという実感が持てる学校・学級風土を醸成するための人権教育の充実や、いのちの授業、スクールカウンセラーの配置についても述べております。

<対応方針>

- ・ このように、個別具体的な取り組みとしては「各個別計画」に記載している状況の中、基本的な方向性を示す後期基本計画ではそこまでは記載していません。
- ・ こうした方向性、及び審議会意見として答申に入れていくことについて、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策3 基本施策2 「豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成」について（P114）

<指摘事項>

森田委員	3-3-2の指標として、「学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合」を掲げ、目標値100%としている。「理想値」とのことだが、具体的にどのように実現するのか。人材教育は重要であり、これができれば、船橋がとても魅力あるまちになると思う。
まき委員	3-3-2の指標「学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合」の現状値（小6＝86%、中2＝67%）は数字は高すぎる気がするが、現状を正しく把握したと認識しているのか？

<補足説明>

- ・子供たちが主体的に学習に取り組み、わかる喜びが得られる授業（「わかる授業」）を実施するため、授業研究の実施や、その成果の普及による指導方法の改善、学校訪問による指導・助言を行い、教員の指導力向上に努めています。
- ・また、一人一人に応じたきめ細かい事業を行うため、学習サポーターの派遣といった取り組みも実施しております。
- ・これらの取り組みをさらに推進することによって、目標の実現に近づけていきたいと考えています。
- ・アンケート結果は以下のとおり小学6年生と中学2年生を各年毎に実施しています。

平成19年度版(中学生)

市内全中学校（27校）の2年生（全4,137名）から各学校2クラスを抽出
 中学校アンケート対象者総数 1,652名（男子861名 女子791名）

問 あなたは学校の勉強がわかりますか。

わかる	350人（21.2%）
どちらかというわかる	753人（45.6%）
あまりよくわからない	436人（26.4%）
わからない	111人（6.7%）
回答なし	2人（0.1%）

平成20年度版(小学生)

市内全小学校（54校）の6年生（全5,130人）から各学校1クラスを抽出
 中学校アンケート対象者総数 1,688名（男子878名 女子810名）

問 あなたは学校の勉強がわかりますか。

わかる	697人（41.3%）
どちらかというわかる	765人（45.3%）
あまりよくわからない	193人（11.4%）
わからない	30人（1.8%）
回答なし	3人（0.2%）

この結果を基にしています。

■分野別計画第3章 政策3 基本施策2 「豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成」について（P114）

<指摘事項>

まき委員	3-3-2 施策2) の主要事業「教職員が子どもたちに向き合う体制の整備」とは、どのようなことを指しているのか？
------	--

<補足説明>

- ・ご指摘の点に対する具体的な取り組みとしては、
 - ・校務の見直しを図り時間の確保に努める。
 - ・校務用パソコンの導入と効率的な校務処理の推進を図る。などが挙げられ、事務を効率化することにより教育の本務である子どもたちに向き合う時間を確保するための取り組みを行っております。
また、多様な児童生徒に対応したコミュニケーション能力や、指導についての技法等が求められる中、教員が一人でその課題を抱え込むことがないような相談窓口の設置も行っております。
- ・このような取り組みを実施していくものですが、具体的な部分については「船橋の教育」内に記載している状況の中、基本的な方向性を示す後期基本計画ではそこまでは記載していません。

■分野別計画第3章 政策3 基本施策3 「次代を担う青少年健全育成の推進」について (P118)

<指摘事項>

本木委員	3-3-3 指標の「青少年の環境を良くする市民の会活動の事業参加者数」が468人(現状値)⇒500人(目標値)は、少なすぎるように感じるが、どういう数字の取り方をしているのか。
------	--

<補足説明>

- ・この事業の参加者数とは、「青少年の環境を良くする市民の会」事業のうち、JR津田沼・船橋・西船橋駅前で実施している年間街頭啓発事業の参加者数を集計したものです。
- ・市民の会活動の全体では、現在21団体あり、それぞれ活発に活動していただいているところですが、その参加者数全体は現在把握しておりません。

<対応方針>

- ・上記のような状況から、指標の名称を明確にするために

青少年の環境を良くする市民の会活動の参加者数

↓

青少年の環境を良くする市民の会の街頭啓発活動参加者数

と変更させていただきたい。

- ・こうした方向性での加筆・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第3章 政策3 基本施策3 「次代を担う青少年健全育成の推進」について (P 119)

<指摘事項>

金沢委員	3-3-3 施策3) 青少年施設の整備と利用促進について、市内には青少年向けの施設が少ない。若松に青少年会館があるが不便な立地。主要事業に「青少年施設の活用の促進」とあるが、そもそも充足しているのか？ 施設そのものを増やすことが必要ではないか。
本木委員	児童ホームは対象年齢が0～18歳であり、青少年向けの施設として考えることも可能だと思う。児童ホームの活用を今後どのようにしていくべきか、大きな問題である。

<補足説明>

- ・青少年会館において、青少年を対象とした事業の促進と施設づくりも視野に入れて考えており、整備においては、改修と新設の両方を考えています。

- ・児童ホームを青少年の居場所作りとして活用する視点での説明

(児童育成課)

- ・児童ホームは、児童館のなかでも小型児童館の機能に体力増進機能をあわせ持つ児童センターに分類され、概ね3歳から小学校3年生の年少児童を対象としており、施設面においても小学生向けのものとなっている。また、平成21年度の利用実績は乳幼児親子から小学生の利用が全体の96%を占めており、現状の中で青少年の居場所として活用していくことは難しい。

しかしながら、中高生だけが利用できる時間を設けることで児童ホームを活用できる可能性もあるため、「中高生タイム」(午後5時15分～7時)の試行を実施し、今後の実施箇所、実施回数、時間などの検討を行なう予定である。

- ・中高生の活動の場を確保することの重要性は認識しており、今後、関係部と連携して進めていきますが、現時点では具体的な新築等の予定が立っていないことから、基本計画としては記載をしておりません。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策1 「まちの活力につながるにぎわいの創出」について（P126）

<指摘事項>

椎名委員	4-1-1のめざすべき姿に「多くの人が本市の良さを知る」とあるが、「本市」と船橋駅周辺のみをイメージしているように感じる。各商業集積を含めた市全体の良さを知るという意味になるよう検討してほしい。
まき委員	歴史的な施設や、自然・観光資源を生かし、地域特性を街の活力やにぎわいにつなげることが必要。特に、船橋の周辺地域（習志野、市川、松戸、鎌ヶ谷に近い辺縁部）について、それぞれの特性に応じた産業振興やまちづくりを、10年間で考えていくべきである。

<補足説明>

- ・分野別計画第4章（P126）4-1-1まちの活力につながるにぎわいの創出「めざすべき姿」の「本市の魅力が高まり、多くの人が本市の良さを知る」は、船橋駅周辺のみならず市全体の良さを知るという意味です。各商業集積については、第4章（P130）4-1-3魅力ある商業の振興「めざすべき姿」に「魅力がある商業が集積している」と記載があります。
- ・中山、前原、咲が丘の市境地域では、現在、船橋市の商店会と隣接市の商店会が連携して商店街の活性化を図っています。
- ・まちの活力につながるにぎわいの創出については、船橋の周辺地域（習志野、市川、松戸、鎌ヶ谷に近い辺縁部）のみならず、それぞれの地域特性に応じ、商圈特性を鑑みるとともに、歴史・自然・観光資源を生かした施策展開を行っていくことが重要と考えます。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては大別して以下の3つが想定されます。
 - ①船橋の周辺地域にこだわらず、地域特性に応じたまちづくりが重要であるため、追記はしない。
 - ②4-1-1施策2）まちの魅力の創出及び活用（P127）の文中に、多くの人が各地域の特色を理解し、地域特性に応じたまちづくりが重要である旨の表現を加える。
 - ③地域特性に応じたまちづくりの中で、特に重要であると考えられる点を具体的に、審議会でご議論いただいたうえで答申に加える。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策1 「まちの活力につながるにぎわいの創出」について（P126・127）

<指摘事項>

金沢委員	4-1-1 施策1) 産品ブランドの推進で、船橋には小松菜などの産品ブランドが既にあるのに、なぜ指標の現状値がないのか。また、ここで産品ブランドについて掲載すると、農業や漁業のところで掲載できなくなる。取り扱いをどうするべきか。
椎名委員	4-1-1 施策1) 産品ブランドの推進で、船橋には小松菜やセイゴ・フッコ等の優れた産品があるのに、商業振興につながっていないのが残念。1～2年で具体的に産品を絞り込み、10年かけて育てていくことが重要だと思う。

<補足説明>

- ・ここで記載している産品ブランドとは、(仮称) 船橋産品ブランド協議会で認定された産品を想定しているため、指標の現状値がありません。(仮称) 船橋産品ブランド協議会の設置等については、現在、検討中であり、小松菜等は、船橋ブランドの定義が決定していない中での農・漁業産品となります。
船橋の産品としてのブランド化を図るためには、今後その位置づけを徹底していく必要があります。
- ・産品ブランドの推進により、まちづくり・地域経済の活性化を図っていきたいと考えています。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては以下の対応が想定されます。
指標の「産品ブランドを発信したイベント来場者数」については、分かりにくい点があるため、指標を「船橋産品ブランド認定産品数」へ変更し、備考欄に(仮称) 船橋産品ブランド協議会で認定された産品を記載する。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策2 「変化に対応できる地域産業の振興・育成」
 について（P128）

<指摘事項>

河村委員	船橋での開業率はどのくらいなのでしょう。ベンチャープラザの稼働率だけでなく開業率も起業支援の指標としてはどうでしょうか。
森田委員	4-1-2 施策2)新規・有望産業の育成や誘致に関連して、船橋だけでなく全国的に、新規・有望産業が出て来にくくなっている。本来国が取り組むべきことだが、船橋市において先進的に取り組むことが望ましい。ベンチャープラザ35室の入居率を100%にすることを目標にしているが、もっと規模を大きく出来ないか。

<補足説明>

- ・ベンチャープラザ船橋は、(独) 中小企業基盤整備機構が設置・運営し、ベンチャー企業を募集し審査を行い入居させるものです。これに千葉県が人的支援、本市が賃料補助を行い、協力体制を築き支援しております。

国・県・市の連携により行っている事業であること、また、現状で85%の稼働率であることを鑑みると、現実的には規模を大きくすることは難しい状況です。しかしながら、本市のインキュベーション施設の特長である、特定の大学との提携に限定されることなくどの大学とも自由に連携できる利点を生かし、多方面からの連携を模索しながら、有望なベンチャー企業の育成・誘致を図っていきたいと考えています。

なお、ベンチャープラザ入居企業に関しては、すでに開業しており新たな事業を展開するために入っている企業もあるため、開業率を指標することは難しいものと考えます。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策2 「変化に対応できる地域産業の振興・育成」
について（P129）

<指摘事項>

椎名委員	4-1-2 施策1)総合的な産業振興の推進については、絵にかいた餅で終わらせてはいけません。平成14年度に策定した「船橋市商工振興ビジョン」は、今でも十分通用する内容だ。逆にいえば、あの当時からあまり進んでいないのだと思う。主要事業に具体的なものを出す必要あり。
------	---

<補足説明>

- ・現在の船橋市商工振興ビジョンの策定から10年近くたち、その間に社会・経済情勢等が急速に変化しています。そのような変化に対応するため、素案では4-1-2 施策1)総合的な産業振興の推進（P129）に主要事業として「新たな商工振興ビジョンの策定」を記載しており、後期基本計画の計画期間中に策定する予定です。具体的な部分については、新たな商工振興ビジョンの中で検討することから、記載をしていません。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては大別して以下の2つが想定されます。
 - ①「新たな船橋市商工振興ビジョン」の中で、具体的な事業を検討するため、後期基本計画では、主要事業に具体的な事業を記載しない。
 - ②後期基本計画に記載すべきと考える具体的な主要事業を審議いただき、答申に盛り込む。
- ・上記のいずれか、あるいは他の方向性がよろしいか、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策3 「魅力ある商業の振興」について（P130）

<指摘事項>

金沢委員	4-1-3 魅力ある商業の振興で、大型店舗向けの施策と地元の商店街向けの施策は、分けて書いた方が良くはないか。
椎名委員	大型店が伸びる一方、零細小売店はつぶれていく傾向にある。経営者の生活だけでなく、買い物弱者の発生と言う問題も生じる。商店街や個人商店は子どもたちのシェルターにもなりえる街の財産。具体的な施策を打ち出す必要があるのではないか。平成19年3月に「船橋市産業振興基本条例」が制定されたが有効性が弱い。無秩序な店舗展開を行う大型店には行政指導が必要である。

<補足説明>

- ・本市では、市内の中小小売店と大型店で組織され商業活性化に取り組んでいる「船橋市商業活性化協議会」や、船橋駅前の中小小売店と大型店で組織され船橋駅周辺の活性化事業を行っている「アイラブふなばし実行委員会」の活動の例があるように、中小小売店と大型店が協力して「まちの活性化」に取り組んでいます。このことから、大型店と中小小売店が一体となった商店街づくりが重要であると考えています。
- ・市の施策としては、大型店を基にした施策展開ではなく、中小小売店を中心とした施策展開をしています。
- ・「船橋市産業振興基本条例」では、「商業については、商店街と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を図るとともに、商店街のにぎわい及び交流の場の創出並びに消費者の利便の向上のための環境整備等を推進する」という方針に基づき振興を図る旨を規程しています。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては大別して以下の2つが想定されます。
 - ① 大型店と中小小売店が一体となった商店街づくりが重要であるため、大型店舗向けの施策と地元の商店街向けの施策は分けず、修正はしない。
 - ② 4-1-3 魅力ある商業の振興 施策2) 商店街の活性化と経営の高度化（P131）の本文中に、地域それぞれの特性を活かし、市民ニーズや買い物弱者対策など社会情勢に応える商店街の取り組みを支援しますという主旨の文章を追記する。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策3 「魅力ある商業の振興」について（P130）

<指摘事項>

椎名委員	4-1-3 施策1)商業環境の整備の本文に「歩行者空間の整備」と書かれているが、放置自転車が歩道が多く歩道が狭い。駐輪場を設置する用地がなければ、地下に作っても、歩行者空間を確保してほしい。商店街と行政が協働してまちを形成するという視点を計画に盛り込んでほしい。
------	---

<補足説明>

放置自転車対策について

- ・分野別計画第5章（P152・153）5-3-1 人にやさしいまちづくり
指標 歩道整備事業の整備完了延長、駅周辺の放置自転車等の台数
施策1) 歩行者空間の整備 歩行者が安全に歩ける空間や、緊急時における避難路を確保するために、歩道やコミュニティ道路の整備を進めます。
施策2) 自転車利用環境の整備 自転車利用者が安全で快適に利用できる環境づくりのために、自転車走行環境の整備や自転車等駐車場の整備、違法駐輪自転車の撤去を進めるとともに、自転車等利用者のモラルの向上やレンタサイクルの活用等の様々な方策についての検討を進めます。
と記載しています。

<対応方針>

- ご指摘への対応の方向性としては以下のことが想定されます。
 - ・商店街と行政との協働については、第4章（P131）4-1-3 魅力ある商業の振興 施策1) 商業環境の整備の本文中に、「商店街との協働を基本として商業環境を整備します。」という主旨の文章を追記する。
 - ・放置自転車対策については、第5章（P152・153）5-3-1 人にやさしいまちづくりで記載があるため、4章ではこれ以上詳しく記載しない。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策6 「暮らしを支える雇用環境の充実」について
(P136・137)

<指摘事項>

まき委員	4-1-6の現状と課題で、ニート問題等への言及がある。国でも大きな課題として進めている職業教育の重要性に触れてほしい。
------	---

<補足説明>

- ・職業教育については、
分野別計画第3章3—3—3次代を担う青少年健全育成の推進の中で、
施策4) 青少年の自立を支援する体制の整備 (P119)
青少年の自立促進のため、関係機関と連携しつつ、職業意識の啓発や相談体制の充実を図ります。また、様々な場面での青少年の地域社会への参加を促進します。
主要事業は、職業的自立の支援、キャリア教育の推進と記載しています。
- ・4章では、就業支援の部分のみを、雇用の安定という観点から記載しているところです。

■分野別計画第4章 政策1 基本施策2 「変化に対応できる地域産業の振興・育成」
について（P129）

<指摘事項>

斎藤(哲)委員	ニート問題等に関連して、若者が地域社会の実態を知らず、大企業を目指す傾向がある。 中小企業は人材不足。職業教育とともに、働く意味や技術の継承、若者への魅力ある職場 のPRなどが重要となっている。
---------	---

<補足説明>

・「活気とにぎわいのあふれるふるさと・ふなばし」をテーマにふなばし市民まつりの一環として、船橋市内で作られた製品の展示等を行っています。本市の工業を市民に理解してもらうとともに、企業と地域社会との結びつきを強め、工業振興を目的として実施していますが、このように様々な機会をとらえて、本市の企業の技術力、魅力の発信を行う必要があると考えています。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては以下が想定されます。
分野別計画第4章（P129）4-1-2施策1）総合的な産業振興の推進の主要事業の中で市内企業の技術力の発信と記載があるが、本文中にもその主旨の文章を記載する。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

- 分野別計画第4章 政策2 基本施策1 「活力あふれる都市農業の振興」について
- 分野別計画第4章 政策2 基本施策2 「時代に対応した漁業の振興」について
- (P138～143)

<指摘事項>

北澤委員	船橋において生物の重要な生息地になっているのは、水田や干潟である。農業・漁業は生物や環境を守る産業。農業・漁業を通じて環境を守っていくという役割を、方針に記載すべきだと思う。
------	---

<補足説明>

農業について

- ・分野別計画第5章 (P148) 5-1-1 計画的な都市づくり
 <現状と課題>の中で、「都市農業は、安全・安心で新鮮な農産物の供給だけではなく、自然環境の保全等の多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的な役割と価値を持っていますが、農地周辺の宅地化が進んでいます。こうした状況の中、計画的で適切な土地利用や、誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりが求められています。」と記載があります。

漁業について

- ・分野別計画第2章 (P77) 2-1-3 自然と共生したまちづくり 施策2) 三番瀬の保全・再生の中で、「三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し干潟の恵みを享受できるよう、ラムサール条約へ登録し、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生・利用を図ります。」と記載があります。
- ・分野別計画第4章 (P143) 4-2-2 時代に対応した漁業の振興 施策1) 漁業生産の安定化の中で、「安定した漁業生産を確保するため、船橋の主要魚介類の二枚貝の敵外生物(ヒトデ・ツメタガイ)除去対策を行うとともに、漁場の環境改善及び生産基盤の整備に努めます。」と記載があります。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては以下が想定されます。
 農業については、第5章 (P148) 5-1-1 計画的な都市づくりに、漁業については、2章 (P77) 2-1-3 自然と共生したまちづくり 施策2) 三番瀬の保全・再生に、「干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生・利用を図ります。」と記載があるため、4章にこれ以上追記しない。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策2 基本施策1 「活力あふれる都市農業の振興」について（P 138）

<指摘事項>

北澤委員	船橋市の耕作放棄地は約8%と県平均よりは少ないが、耕作に不利な谷津の狭いところ等は、生物の生息環境としては重要性が高い。こうした場所を「環境を守る場」として活用してはどうか。また、その点を2章か4章に記載できないか。
------	--

<補足説明>

- ・耕作放棄状態を解消した農地は、利用集積を行うことを基本として考えていますが、借り手が決まるまでの間の農地の利用については、様々な方法を検討しています。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては以下が想定されます。
分野別計画第4章（P 139）4-2-1 活力あふれる都市農業の振興 施策2）住環境と調和した農業空間の整備の本文中に、遊休化や耕作放棄が懸念される農地について、市民農園、学童農園等へ活用し、自然環境の維持を図るという主旨の文言を追記する。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策2 基本施策1 「活力あふれる都市農業の振興」について
(P138)

<指摘事項>

川井委員	畜産業については、P140に「農畜産物についての情報提供」とあるのみだ。畜産業の振興についても、具体的な記述がほしい。
------	---

<補足説明>

- ・本市の畜産業は、首都圏に立地しながら、酪農12戸・611頭、養鶏2戸・8,900羽など6億円の出産額を誇っています。畜産の変遷は、習志野原に戦後開墾が行われ、そこに入植した人々が地力の低さ、耕地の狭さを克服するために酪農経営を始めたとされています。法典地区には東京より専門的な搾乳業農家が移転し周辺にその技術を伝播しました。二和三咲地区・豊富地区では、野菜・酪農の複合経営からスタートし、地域の野菜・果樹農家と畜産農家が共に生産環境を整備し連携しながら経営維持してきました。
- ・市では、農業センターが中心となって、都市化の進む中で畜産経営の健全な発展と家畜家きんの伝染病の発生・蔓延を予防するとともに、畜舎やその周辺の飼養環境の保全を推進し、畜産経営の安定を図っています。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては以下が想定されます。
分野別計画第4章(P139)4-2-1施策1)新鮮で、安全・安心な食料の提供の本文中に畜産業についても記載する。本文中の「安全で安心できる産品を提供しつつ農業経営の安定化を図るため」を「安全で安心できる農畜産物を提供しつつ経営の安定化を図るため」という主旨の文章へ修正する。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策2 基本施策1 「活力あふれる都市農業の振興」について
(P138・139)

<指摘事項>

まき委員	生産の場と直結した消費生活が成り立つのが、船橋の特徴・魅力である。どこかに記載してほしい。
------	---

<補足説明>

- ・船橋の農業は、都市近郊という立地条件に恵まれ、首都圏の生鮮食料供給地として重要な役割を持っています。野菜は、露地や施設により多品目な野菜生産を行っています。特に、にんじん、ほうれんそう、ねぎ等は県内上位の産出額を上げています。果樹は、高度な技術力を有した農家によって、幸水、豊水等の高品質果実が生産されています。
- ・野菜類を中心に果樹、畜産等と多彩な経営からなっており、県内でも有数の農業生産地です。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては以下の対応が想定されます。
分野別計画第4章(P139) 4-2-1 施策1) 新鮮で、安全・安心な食料の提供の中で、「地元でとれた安全で安心な農畜産物を地元消費者と結びつけながら、地産地消を実現する。」という主旨の文章を追記する。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。

■分野別計画第4章 政策3 基本施策1 「安心できる消費生活の確立」について
(P144・145)

<指摘事項>

金沢委員	安心できる消費生活の確立に、高齢者向けの対策や高齢消費者の保護を加えてほしい。指標に「消費生活相談自主交渉解決率」が挙げられているが、高齢者に自主的な解決は難しい。
------	--

<補足説明>

消費生活相談自主交渉解決率の指標について (P144)

自立した消費者を目指す為には、消費者トラブルを自主的に解決することが望ましいため、指標として設定しましたが、高齢者など、自主的な解決が難しいケースに対しては当然消費生活センターが斡旋し、解決に向けたフォローを実施しています。

高齢者向けの対策について

高齢者の消費者トラブルを防止するためには、引き続き消費者講座等を行い、高齢者本人の意識を高めるとともに、家族、民生委員、ヘルパー、ケアマネジャーなど高齢者の周りの人達が日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守る必要があるため、情報提供や相談連携等の強化を図ります。

<対応方針>

- ・ご指摘への対応の方向性としては大別して以下の2つが想定されます。
 - ①狙われやすい高齢者向けの対応を特に強調する意味として、4-3-1 施策2) 消費者の保護 (P145) の本文中に、「特に被害に遭いやすい高齢者に対しては、その未然防止に向けた取り組みを強化します。」という主旨の文章を追記する。
 - ②4-3-1 施策2) 「悪質商法等の消費者被害から消費者を保護するため、消費生活センター機能の充実を図り、苦情・相談処理体制の強化と市民への効果的な情報提供を行います。」には「高齢者」も当然に含まれていることから追記はしない。
- ・こうした方向性での追記・修正の是非について、審議会でひきつづきご議論をお願い致します。